

平成 27 年 9 月 17 日

【照会先】

大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課
賃金福祉統計室

室 長 野地 祐二
室長補佐 島津 佳春
安全衛生第一係 (内線 7662、7663)
(代表電話) 03 (5253) 1111
(直通電話) 03 (3595) 3147

平成 26 年「労働安全衛生調査（労働環境調査）」の概況

目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	3 頁
【事業所調査】	
1 有害業務の状況等	3 頁
2 作業環境測定等の状況	4 頁
3 じん肺健康診断の実施状況等	5 頁
4 化学物質を譲渡・提供する際の GHS ラベルの表示状況等	6 頁
5 化学物質を使用する際の GHS ラベルの表示状況等	8 頁
6 アスベストに関する事項	11 頁
【労働者調査】	
1 有害業務の従事状況等	12 頁
2 有機溶剤を取り扱う知識と取扱場所	13 頁
3 化学物質に関する事項	14 頁
【ずい道・地下鉄工事現場調査】	
1 粉じん抑制対策に関する事項	17 頁
2 作業環境測定の実施状況	18 頁
統計表	19 頁
主な用語の定義	21 頁

調査の概要

1 調査の目的

本調査は、危険有害業務、労働環境、働き方の現状やそれらの変化等の労働者への影響を把握し、快適な職場環境の実現を含めた安全衛生行政運営上の基礎資料として、安全衛生対策の推進に資することを目的としている。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）による「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」（道路貨物運送業に限る）、「不動産業、物品賃貸業」（物品賃貸業に限る）、「生活関連サービス業、娯楽業」（洗濯・美容・美容・浴場業に限る）、「サービス業（他に分類されないもの）」（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る）

(3) 事業所

上記(2)に該当する産業（建設業のうちずい道建設工事、地下鉄新設工事を除く）で常用労働者10人以上を雇用する民営事業所のうちから無作為に抽出した事業所

(4) 労働者

上記(3)の事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者のうちから無作為に抽出した労働者

(5) ずい道・地下鉄工事現場

「建設業」（ずい道建設工事、地下鉄新設工事に限る）に属する労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億9,000万円以上の全ての工事現場

3 調査の対象期間及び実施期間

(1) 対象期間

原則として平成26年9月30日現在とした。ただし、一部の事項については過去1年間（平成25年10月1日～平成26年9月30日）又は過去3年間（平成23年10月1日～平成26年9月30日）を対象とした。

(2) 実施期間

平成26年11月1日から同年11月20日とした。

4 調査事項

(1) 事業所調査

企業及び事業所に関する事項、有害業務従事労働者の健康管理に関する事項、粉じん作業の作業環境等に関する事項、有機溶剤業務の作業環境等に関する事項、特定化学物質を製造し又は取り扱う業務の作業環境等に関する事項、放射線業務、除染等業務、特定線量下業務の作業環境等に関する事項、作業環境測定に関する事項、GHSラベル及び安全データシート（SDS）に関する事項、アスベストに関する事項

(2) 労働者調査

労働者の属性等に関する事項、健康に影響を与えるおそれのある業務に関する事項、有機溶剤に関する事項、化学物質に関する事項

(3) ずい道・地下鉄工事現場調査

工事現場に関する事項、工事現場の作業環境に関する事項、粉じん抑制対策に関する事項、工事現場の呼吸用保護具に関する事項、測定に関する事項

5 調査の方法

(1) 事業所調査及びずい道・地下鉄工事現場調査

厚生労働省が直接、調査票を調査客体事業所（ずい道・地下鉄工事現場調査はそれらを統括管理する事業所）へ郵送し、調査客体事業所において担当者等が記入した後、厚生労働省へ返送

(2) 労働者調査

厚生労働省が直接、調査票を事業所調査客体事業所のうち労働者調査を実施する事業所へ郵送し、当該事業所の担当者等が抽出要領に基づき、客体労働者を抽出して調査票を配布した。調査客体労働者が自ら調査票を記入、封緘した後に、事業所の担当者等がまとめて厚生労働省へ返送

6 調査の機関

事業所調査及びずい道・地下鉄工事現場調査：厚生労働省一報告者
労働者調査：厚生労働省一事業所調査客体事業所一報告者

7 有効回答率

事業所調査	：	調査客体数	13,290	有効回答数	9,145	有効回答率	68.8%
労働者調査	：	調査客体数	16,015	有効回答数	9,982	有効回答率	62.3%
ずい道・地下鉄工事現場調査	：	調査客体数	415	有効回答数	316	有効回答率	76.1%

8 調査結果利用上の注意

(1) 表章記号について

- ① 「0.0」は、該当する数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たない場合を示す。
- ② 「-」は、該当する数値がない場合を示す。
- ③ 「…」は、上記以外で数値がない場合、又は、数値を表章することが適当でない場合を示す。
- ④ 「*」のあるものは、調査客体数が少ないため利用上注意を要する。

(2) 割合の数値は四捨五入しているため、その合計が100.0%にならない場合がある。

(3) 「事業所規模」は、調査客体事業所において雇用する常用労働者と同事業所において受け入れている派遣労働者の合計人数により区分している。

(4) 「平成18年調査」とは、「平成18年労働環境調査」のことである。

なお、平成18年調査は、平成26年調査と調査対象産業等が一部異なるため、比較には注意が必要である。

(5) 東日本大震災への対応

①事業所調査

平成26年4月に設定されている避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）を含む市区町村に所在する事業所を調査対象から除外して調査を行った。

②ずい道・地下鉄工事現場調査

避難指示区域を管轄する労働基準監督署の管轄地域に所在し、東日本大震災以前に労働者災害補償保険の保険関係成立届が提出された工事現場を調査対象から除外して調査を行った。

結果の概要

【事業所調査】

1 有害業務の状況等

(1)有害業務の状況

労働者の健康に影響を与えるおそれのある有害業務のある事業所の割合は 30.4% (平成 18 年調査 29.7%) となっている。

有害業務の種類別 (複数回答) にみると、「有機溶剤業務」 16.6%、「粉じん作業」 13.4%、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」 7.4%、「重量物を取り扱う業務」 4.6% の順となっている。(第 1 表)

第 1 表 有害業務の種類別事業所割合

(単位: %)

区分	事業所計	有害業務の種類 (複数回答)											左記の有害業務がない	
		鉛業務	粉じん作業	有機溶剤業務	特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	石綿を製造し又は取り扱う業務	放射線業務	除染等業務、特定線量下業務	強烈な騒音を発する場所における業務	振動工具による身体に著しい振動を与える業務	紫外線、赤外線にさらされる業務	重量物を取り扱う業務		
平成26年 (産業)	100.0	30.4	1.2	13.4	16.6	7.4	…	1.6	0.8	2.7	3.2	2.2	4.6	69.6
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	55.8	-	50.1	6.7	3.6	…	1.6	1.6	2.0	3.6	0.3	3.6	44.2
建設業	100.0	22.4	0.3	9.2	6.4	1.7	…	1.4	2.7	1.4	7.1	2.7	6.1	77.6
製造業	100.0	43.1	2.4	21.5	27.3	12.5	…	2.4	0.0	4.7	2.6	2.7	3.2	56.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	36.2	-	7.7	20.5	24.4	…	2.4	0.9	2.9	3.5	1.6	7.6	63.8
運輸業、郵便業 (道路貨物運送業に限る)	100.0	10.1	-	0.7	1.1	1.4	…	0.0	0.3	0.2	0.0	1.0	7.2	89.9
不動産業、物品賃貸業 (物品賃貸業に限る)	100.0	19.3	-	6.7	10.4	-	…	-	-	1.5	0.3	0.3	5.2	80.7
生活関連サービス業、娯楽業 (洗濯・理容・美容・浴場業に限る)	100.0	10.1	-	-	6.9	3.4	…	-	-	0.0	-	-	0.4	89.9
サービス業 (他に分類されないもの) (廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る)	100.0	33.0	0.6	10.4	23.6	10.6	…	1.5	0.7	1.1	2.9	1.9	5.1	67.0
平成18年	100.0	29.7	2.4	10.8	15.6	3.9	1.1	1.0	…	5.1	3.4	2.0	5.1	70.3

注: 「有害業務の種類 (複数回答)」は、平成18年調査と一部異なるため比較には注意を要する。

(2)設備対策の状況

主な有害業務 (「粉じん作業」「有機溶剤業務」「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」) の業務をいう。以下同じ。) について、この調査で対象とした作業又は業務の種類 (対象とした作業等は 19 頁の表 1、表 2、20 頁の表 3 を参照) がある事業所の設備対策 (複数回答) をみると、「設備対策あり」の事業所の割合は「粉じん作業」 72.1%、「有機溶剤業務」 88.8%、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」 87.2% となっている (第 2 表)。

第 2 表 主な有害業務における設備対策の有無及び内容別事業所割合

(単位: %)

業務の種類	年	有害業務あり事業所計	設備対策あり	設備対策の内容 (複数回答)				設備対策なし	不明		
				設備の密閉化	局所排気装置	全体換気装置	その他				
粉じん作業	平成26年	[11.8]	100.0	72.1	(100.0)	(15.4)	(63.5)	(52.9)	(11.2)	14.9	13.0
	平成18年	[11.4]	100.0	89.6	(100.0)	(18.1)	(63.4)	(44.9)	(23.4)	10.4	-
有機溶剤業務	平成26年	[16.4]	100.0	88.8	(100.0)	(21.9)	(72.6)	(50.6)	(14.8)	6.6	4.6
	平成18年	[16.0]	100.0	93.2	(100.0)	(22.4)	(77.1)	(49.4)	(11.0)	6.8	-
特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	平成26年	[7.1]	100.0	87.2	(100.0)	(30.4)	(79.0)	(47.1)	(13.2)	5.1	7.7
	平成18年	[4.0]	100.0	94.2	(100.0)	(35.3)	(69.0)	(40.5)	(17.4)	5.8	-

注: 1) [] 内の数字は、それぞれの有害業務について、本調査で対象とした業務がある事業所の全事業所に占める割合である。有害業務があっても本調査で対象とした業務がない事業所があるため、必ずしも第 1 表の割合とは一致しない。

2) 平成18年調査は、全事業所のうち、「サービス業」の洗濯・理容・美容・浴場業及び物品賃貸業を除いて集計したものである。

3) 「粉じん作業」には、「全体換気装置の設置」等の設備対策の実施が義務となっていない作業も含まれる。

放射線業務について、この調査で対象とした業務の種類(業務の種類は 20 頁の表4を参照)がある事業所のうち、「放射線障害防止対策あり」の事業所の割合は 82.4%となっており、放射線障害防止対策の内容(複数回答)をみると、「被ばく線量管理」86.1%、「電離健康診断」81.1%、「作業主任者選任」及び「特別教育」50.5%、の順となっている。

また、除染等業務、特定線量下業務について、「放射線障害防止対策あり」の事業所の割合は 75.9%となっている。(第3表)

第3表 放射線業務又は除染等業務、特定線量下業務における放射線障害防止対策の有無及び内容別事業所割合

(平成26年) (単位：%)

業務の種類	有害業務あり事業所計		放射線障害防止対策あり	放射線障害防止対策の内容(複数回答)								放射線障害防止対策なし	不明
				被ばく線量管理	作業主任者選任	管理区域設定	特別教育	業務規程	作業計画	電離健康診断	その他		
放射線業務	[1.5]	100.0	82.4 (100.0)	(86.1)	(50.5)	(14.3)	(50.5)	(10.0)	(…)	(81.1)	(7.5)	9.2	8.4
除染等業務、特定線量下業務	[0.8]	100.0	75.9 (100.0)	(95.8)	(…)	(…)	(87.3)	(…)	(71.4)	(14.2)	(…)	0.3	23.8

注：1) []内の数字は、それぞれの有害業務について、本調査で対象とした業務がある事業所の全事業所に占める割合である。有害業務があっても本調査で対象とした業務がない事業所があるため、必ずしも第1表の割合とは一致しない。
2) 「放射線業務」には、「作業主任者選任」等の放射線障害防止対策の実施が義務となっていない作業も含まれる。

2 作業環境測定等の状況

(1) 作業環境測定の実施状況

主な有害業務がある事業所のうち、作業環境測定を行うべき作業場がある事業所について、過去1年間(平成25年10月1日から平成26年9月30日まで。以下同じ。)に作業環境測定を実施した割合は、「粉じん作業」80.5%、「有機溶剤業務」82.3%、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」90.2%となっている。

作業環境測定を実施した事業所の測定結果の評価(複数回答)をみると、「作業環境管理が適切である」作業場がある割合は「粉じん作業」89.2%、「有機溶剤業務」88.6%、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」88.6%となっている。(第4表)

第4表 作業環境測定実施結果別事業所割合

(単位：%)

業務の種類	年	作業環境測定を行うべき作業場のある事業所計		作業環境測定を実施した	作業環境測定実施結果(複数回答)			作業環境測定を実施していない	不明
					作業環境管理が適切である(管理区分Ⅰ)	作業環境管理に改善の余地がある(管理区分Ⅱ)	作業環境管理が適切でない(管理区分Ⅲ)		
粉じん作業	平成26年	[51.6]	100.0	80.5 (100.0)	(89.2)	(13.2)	(7.7)	19.1	0.4
	平成18年	[49.1]	100.0	81.3 (100.0)	(89.1)	(16.0)	(7.4)	18.7	—
有機溶剤業務	平成26年	[65.2]	100.0	82.3 (100.0)	(88.6)	(12.7)	(5.0)	17.5	0.2
	平成18年	[65.4]	100.0	80.3 (100.0)	(93.8)	(12.4)	(4.3)	19.7	—
特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	平成26年	[64.8]	100.0	90.2 (100.0)	(88.6)	(11.1)	(5.7)	9.8	0.0
	平成18年	[55.8]	100.0	86.4 (100.0)	(90.4)	(11.3)	(2.9)	13.6	—

注：1) []内の数字は、それぞれの有害業務がある事業所のうち作業環境測定を行うべき作業場のある事業所の割合である。
2) 「作業環境測定を実施した」には、作業環境測定実施結果が不明の事業所を含む。
3) 平成18年調査は、全事業所のうち、「サービス業」の洗濯・理容・美容・浴場業及び物品賃借業を除いて集計したものである。

(2) 作業場の環境改善の実施状況

主な有害業務がある事業所のうち、作業環境測定を行うべき作業場がある事業所で、過去1年間に「作業場の環境改善を実施した」割合は 38.6%(平成18年調査 45.3%)となっている。

環境改善の内容(複数回答)は、「局所排気装置の能力アップ」37.9%、「作業方法の変更」35.6%の順となっている。(第5表)

第5表 作業場の環境改善の実施内容別事業所割合

(単位：%)

年	作業環境測定を行うべき作業場のある事業所計		作業場の環境改善を実施した		環境改善の内容（複数回答）						作業場の環境改善を実施していない	不明
					局所排気装置の設置	局所排気装置の能力アップ	設備の密閉化	作業方法の変更	その他	不明		
平成26年	[60.6]	100.0	38.6	(100.0)	(21.6)	(37.9)	(18.6)	(35.6)	(26.8)	(0.5)	56.0	5.5
平成18年	[58.7]	100.0	45.3	(100.0)	(27.9)	(43.3)	(8.8)	(42.5)	(20.6)	(-)	54.7	-

- 注：1) 平成26年調査の[]内の数字は、「粉じん作業」「有機溶剤業務」及び「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」のいずれかがある事業所のうち作業環境測定を行うべき作業場のある事業所の割合である。
 2) 平成18年調査の[]内の数字は、「鉛業務」「粉じん作業」「有機溶剤業務」「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」及び「石綿を製造し又は取り扱う業務」のいずれかがある事業所のうち作業環境測定を行うべき作業場のある事業所の割合である。
 3) 平成18年調査は、全事業所のうち、「サービス業」の洗濯・理容・美容・浴場業及び物品賃貸業を除いて集計したものである。

3 じん肺健康診断の実施状況等

粉じん作業のある事業所のうち、じん肺健康診断実施対象者のいる事業所の割合をじん肺健康診断区分別（複数回答）にみると、「3年に1回の健康診断」83.1%、「1年に1回の健康診断」23.6%、「就業時、定期外、離職時の健康診断」8.9%となっている（第6表）。

第6表 じん肺健康診断対象者のいる事業所割合及びじん肺健康診断実施率

(単位：%)

年	じん肺健康診断実施対象者のいる事業所計		じん肺健康診断区分（複数回答）					
			3年に1回の健康診断実施対象者がいる		1年に1回の健康診断実施対象者がいる		就業時、定期外、離職時の健康診断実施対象者がいる	
			実施率		実施率		実施率	
平成26年	[81.5]	100.0	83.1	(100.0)	23.6	(100.0)	8.9	(100.0)
平成18年	[82.4]	100.0	79.0	(100.0)	33.2	(100.0)	7.8	(100.0)

- 注：1) 「1年に1回の定期健康診断」及び「就業時、定期外、離職時」については過去1年間、「3年に1回の定期健康診断」については、過去3年間（平成23年10月1日から平成26年9月30日まで。以下同じ。）の状況をみたものである。
 2) []内の数字は「粉じん作業のある事業所」に占める「じん肺健康診断実施対象者のいる事業所」の割合である。
 3) 実施率は、次のように算出した。

$$\text{実施率（％）} = \frac{\text{じん肺健康診断を実施した事業所数}}{\text{じん肺健康診断実施対象者のいる事業所数}} \times 100$$

じん肺健康診断区分別の受診率は、「3年に1回の定期健康診断」95.9%、「1年に1回の定期健康診断」97.9%、「就業時、定期外、離職時の定期健康診断」96.4%となっている（第7表）。

第7表 じん肺健康診断受診率及び有所見率

(単位：%)

じん肺健康診断区分	年	受診率	
		受診率	有所見率
3年に1回の定期健康診断	平成26年	95.9	0.7
	平成18年	96.9	0.9
1年に1回の定期健康診断	平成26年	97.9	4.7
	平成18年	95.0	15.4
就業時、定期外、離職時の健康診断	平成26年	96.4	3.0
	平成18年	94.0	3.5

- 注：1) 受診率及び有所見率は、次のように算出した。

$$\text{受診率（％）} = \frac{\text{受診者数}}{\text{じん肺健康診断を実施した事業所の受診対象者数}} \times 100 \quad \text{有所見率（％）} = \frac{\text{有所見者数}}{\text{受診者数}} \times 100$$

- 2) 「1年に1回の定期健康診断」及び「就業時、定期外、離職時」については過去1年間、「3年に1回の定期健康診断」については、過去3年間の状況をみたものである。

4 化学物質を譲渡・提供する際のGHSラベルの表示状況等

(1)GHSラベルの表示状況

労働安全衛生法第 57 条に該当する化学物質を譲渡・提供している事業所の割合は 9.5%となっており、そのうち、譲渡・提供する際にすべての化学物質の容器・包装にGHSラベルを表示している事業所の割合は 55.7%となっている(第8表、第1図)。

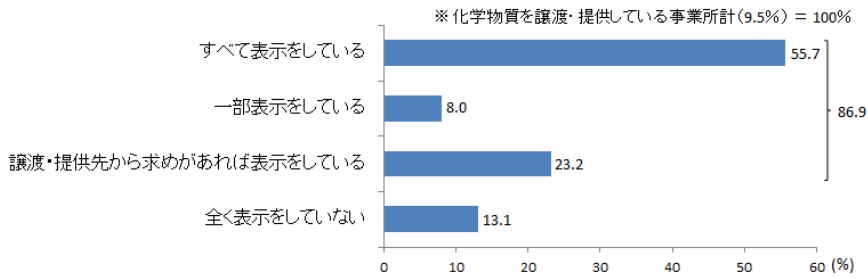
また、労働安全衛生法第 57 条には該当しないが、危険有害性がある化学物質(GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく化学物質をいう。以下同じ。)を譲渡・提供している事業所の割合は 8.5%となっており、そのうち、譲渡・提供する際にすべての化学物質の容器・包装にGHSラベルを表示している事業所の割合は 47.7%となっている(第9表)。

第 8 表 化学物質の譲渡・提供の有無及びGHSラベルの表示の有無及び表示状況別事業所割合
(労働安全衛生法第57条に該当する化学物質)

区 分	事業所計	表示状況					化学物質の譲渡・提供を行っていない	化学物質の譲渡・提供を行っているかわからない
		化学物質の譲渡・提供を行っている	表示状況					
			すべて表示をしている	一部表示をしている	譲渡・提供先から求めがあれば表示をしている	全く表示をしていない		
平成26年 (事業所規模)	100.0	9.5 (100.0)	(55.7)	(8.0)	(23.2)	(13.1)	82.7	3.4
1,000人以上	100.0	31.8 (100.0)	(69.9)	(16.8)	(7.8)	(5.6)	66.5	0.6
500～999人	100.0	24.2 (100.0)	(80.1)	(11.1)	(3.8)	(5.0)	71.1	0.8
300～499人	100.0	19.8 (100.0)	(75.5)	(12.1)	(7.5)	(4.8)	74.3	0.8
100～299人	100.0	15.4 (100.0)	(70.4)	(11.2)	(12.8)	(5.6)	78.7	1.3
50～99人	100.0	11.4 (100.0)	(64.8)	(6.5)	(20.1)	(8.6)	81.3	1.9
30～49人	100.0	9.6 (100.0)	(51.4)	(6.0)	(34.4)	(8.1)	81.3	4.1
10～29人	100.0	8.4 (100.0)	(51.5)	(8.0)	(23.7)	(16.8)	83.8	3.7
(産業)								
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	4.5 (100.0) *	(51.1) *	(35.5) *	(-) *	(13.4) *	83.2	3.8
建設業	100.0	6.8 (100.0)	(48.1)	(1.1)	(36.8)	(14.1)	85.2	4.8
製造業	100.0	12.9 (100.0)	(56.7)	(10.5)	(21.5)	(11.3)	78.9	2.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	9.0 (100.0)	(69.9)	(13.0)	(9.1)	(8.0)	85.5	2.2
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る)	100.0	5.2 (100.0)	(74.7)	(-) *	(5.3)	(20.0)	90.3	2.9
不動産業、物品賃貸業(物品賃貸業に限る)	100.0	1.8 (100.0) *	(100.0) *	(-) *	(-) *	(-) *	89.5	5.5
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯・理容・美容・浴場業に限る)	100.0	7.5 (100.0)	(43.9)	(19.5)	(17.2)	(19.5)	80.2	8.3
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る)	100.0	9.7 (100.0)	(47.4)	(4.1)	(30.4)	(18.1)	83.0	1.8

注:「事業所計」には、「無回答」を含む。

第1図 GHSラベルの表示状況別事業所割合
(労働安全衛生法第57条に該当する化学物質を譲渡・提供する場合)



第 9 表 化学物質の譲渡・提供の有無及びGHSラベルの表示の有無及び表示状況別事業所割合
(労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質)

区 分	事業所計	表示状況					化学物質の譲渡・提供を行っていない	化学物質の譲渡・提供を行っているかわからない
		化学物質の譲渡・提供を行っている	表示状況					
			すべて表示をしている	一部表示をしている	譲渡・提供先から求めがあれば表示をしている	全く表示をしていない		
平成26年 (事業所規模)	100.0	8.5 (100.0)	(47.7)	(10.4)	(25.5)	(16.4)	82.6	3.5
1,000人以上	100.0	29.4 (100.0)	(55.8)	(26.9)	(6.3)	(11.1)	65.3	1.1
500～999人	100.0	23.4 (100.0)	(65.5)	(19.0)	(8.8)	(6.7)	68.9	0.8
300～499人	100.0	19.2 (100.0)	(58.8)	(22.1)	(8.7)	(10.4)	72.3	0.9
100～299人	100.0	14.4 (100.0)	(62.1)	(16.7)	(12.0)	(9.1)	78.4	1.5
50～99人	100.0	11.2 (100.0)	(53.0)	(9.0)	(24.5)	(13.5)	80.5	2.1
30～49人	100.0	9.4 (100.0)	(41.4)	(11.4)	(37.0)	(10.2)	81.9	3.8
10～29人	100.0	7.1 (100.0)	(45.0)	(8.5)	(25.8)	(20.6)	83.6	3.9
(産業)								
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	4.5 (100.0) *	(44.9) *	(35.9) *	(5.5) *	(13.6) *	82.9	3.8
建設業	100.0	5.6 (100.0)	(52.9)	(1.2)	(37.2)	(8.8)	85.7	4.8
製造業	100.0	11.9 (100.0)	(43.9)	(14.4)	(24.7)	(17.1)	78.3	2.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	10.0 (100.0)	(68.5)	(14.2)	(9.8)	(7.5)	83.5	2.3
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る)	100.0	3.1 (100.0) *	(58.0) *	(-) *	(8.7) *	(33.3) *	91.1	2.7
不動産業、物品賃貸業(物品賃貸業に限る)	100.0	1.6 (100.0) *	(100.0) *	(-) *	(-) *	(-) *	87.6	5.5
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯・理容・美容・浴場業に限る)	100.0	8.3 (100.0)	(56.6)	(2.0)	(19.6)	(21.7)	81.1	8.6
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る)	100.0	9.7 (100.0)	(52.6)	(8.0)	(24.6)	(14.8)	81.3	1.5

注:「事業所計」には、「無回答」を含む。

(2)安全データシート(SDS)の交付状況

労働安全衛生法第 57 条の2に該当する化学物質を譲渡・提供している事業所のうち、譲渡・提供する際に安全データシート(SDS)をすべて交付している事業所の割合は 53.8%となっている(第 10 表、第2図)。

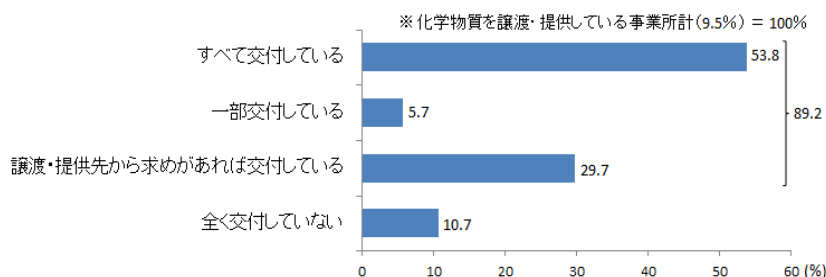
また、労働安全衛生法第 57 条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質を譲渡・提供している事業所のうち、譲渡・提供する際に安全データシート(SDS)をすべて交付している事業所の割合は 48.0%となっている(第 11 表)。

第10表 化学物質譲渡・提供の有無及び安全データシート(SDS)の交付の有無及び交付状況別事業所割合
(労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質)

区 分	事業所計	化学物質の譲渡・提供を行っている	交付状況				化学物質の譲渡・提供を行っていない	化学物質の譲渡・提供を行っているかわらない
			すべて交付している	一部交付している	譲渡・提供先から求めがあれば交付している	全く交付していない		
			平成26年 (事業所規模)	100.0	9.5 (100.0)	(53.8)		
1,000人以上	100.0	31.8 (100.0)	(70.7)	(17.2)	(8.9)	(3.1)	66.5	0.6
500～999人	100.0	24.2 (100.0)	(86.3)	(5.6)	(3.6)	(4.5)	71.1	0.8
300～499人	100.0	19.8 (100.0)	(77.0)	(9.0)	(10.5)	(3.5)	74.3	0.8
100～299人	100.0	15.4 (100.0)	(69.7)	(7.2)	(20.1)	(3.0)	78.7	1.3
50～99人	100.0	11.4 (100.0)	(59.0)	(4.8)	(28.9)	(7.2)	81.3	1.9
30～49人	100.0	9.6 (100.0)	(51.7)	(2.1)	(38.3)	(7.8)	81.3	4.1
10～29人	100.0	8.4 (100.0)	(49.3)	(6.4)	(30.5)	(13.8)	83.8	3.7
(産業)								
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	4.5 (100.0) *	(51.1) *	(35.5) *	(-)	(13.4) *	83.2	3.8
建設業	100.0	6.8 (100.0)	(42.1)	(4.4)	(43.0)	(10.5)	85.2	4.8
製造業	100.0	12.9 (100.0)	(55.4)	(6.0)	(29.7)	(9.0)	78.9	2.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	9.0 (100.0)	(69.6)	(13.0)	(15.8)	(1.6)	85.5	2.2
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る)	100.0	5.2 (100.0)	(74.7)	(-)	(5.3)	(20.0)	90.3	2.9
不動産業、物品賃貸業(物品賃貸業に限る)	100.0	1.8 (100.0) *	(93.1) *	(-)	(6.9) *	(-)	89.5	5.5
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯・理容・美容・浴場業に限る)	100.0	7.5 (100.0)	(42.9)	(19.5)	(18.2)	(19.5)	80.2	8.3
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る)	100.0	9.7 (100.0)	(48.2)	(5.5)	(31.9)	(14.5)	83.0	1.8

注:「事業所計」には、「無回答」を含む。

第2図 安全データシート(SDS)の交付状況別事業所割合
(労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質を譲渡・提供する際)



第11表 化学物質譲渡・提供の有無及び安全データシート(SDS)の交付の有無及び交付状況別事業所割合
(労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質)

区 分	事業所計	化学物質の譲渡・提供を行っている	交付状況				化学物質の譲渡・提供を行っていない	化学物質の譲渡・提供を行っているかわらない
			すべて交付している	一部交付している	譲渡・提供先から求めがあれば交付している	全く交付していない		
			平成26年 (事業所規模)	100.0	8.5 (100.0)	(48.0)		
1,000人以上	100.0	29.4 (100.0)	(64.7)	(17.9)	(15.2)	(2.2)	65.3	1.1
500～999人	100.0	23.4 (100.0)	(75.5)	(10.8)	(9.4)	(4.3)	68.9	0.8
300～499人	100.0	19.2 (100.0)	(66.2)	(13.2)	(15.7)	(4.8)	72.3	0.9
100～299人	100.0	14.4 (100.0)	(66.2)	(8.9)	(21.5)	(3.4)	78.4	1.5
50～99人	100.0	11.2 (100.0)	(49.7)	(6.5)	(34.4)	(9.5)	80.5	2.1
30～49人	100.0	9.4 (100.0)	(45.6)	(4.4)	(42.9)	(7.1)	81.9	3.8
10～29人	100.0	7.1 (100.0)	(43.8)	(6.1)	(34.1)	(16.0)	83.6	3.9
(産業)								
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	4.5 (100.0) *	(43.8) *	(35.9) *	(6.7) *	(13.6) *	82.9	3.8
建設業	100.0	5.6 (100.0)	(45.7)	(5.2)	(40.6)	(8.5)	85.7	4.8
製造業	100.0	11.9 (100.0)	(46.6)	(7.8)	(35.6)	(10.0)	78.3	2.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	10.0 (100.0)	(66.4)	(2.9)	(25.1)	(5.6)	83.5	2.3
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る)	100.0	3.1 (100.0) *	(58.0) *	(-)	(8.7) *	(33.3) *	91.1	2.7
不動産業、物品賃貸業(物品賃貸業に限る)	100.0	1.6 (100.0) *	(92.6) *	(-)	(7.4) *	(-)	87.6	5.5
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯・理容・美容・浴場業に限る)	100.0	8.3 (100.0)	(55.7)	(2.0)	(20.5)	(21.7)	81.1	8.6
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る)	100.0	9.7 (100.0)	(49.5)	(5.0)	(26.8)	(18.7)	81.3	1.5

注:「事業所計」には、「無回答」を含む。

5 化学物質を使用する際のGHSラベルの表示状況等

(1)GHSラベルの表示状況

労働安全衛生法第 57 条に該当する化学物質を使用している事業所の割合は 19.1%、そのうち、使用するすべての化学物質の容器・包装にGHSラベルの表示が行われている事業所の割合は 71.0%となっている(第 12 表)。

また、労働安全衛生法第 57 条には該当しないが、危険有害性がある化学物質を使用している事業所の割合は 17.5%となっており、そのうち、使用するすべての化学物質の容器・包装にGHSラベルの表示が行われている事業所の割合は 64.5%となっている(第 13 表)。

第12表 化学物質使用の有無及びGHSラベルの表示の有無及び表示状況別事業所割合
(労働安全衛生法第57条に該当する化学物質)

区 分	事業所計	化学物質を使用している	表示状況					化学物質を使用していない	化学物質を使用しているかわからない
			すべて表示が行われている	一部表示が行われている	譲渡・提供元に対し求めた場合には表示が行われている	譲渡・提供元に対し求めた場合も表示が行われない場合がある	全く表示が行われていない		
			(単位: %)						
平成26年 (事業所規模)	100.0	19.1 (100.0)	(71.0)	(16.0)	(7.6)	(0.3)	(5.1)	73.3	2.6
1,000人以上	100.0	85.1 (100.0)	(70.7)	(28.2)	(0.7)	(0.4)	(-)	14.3	0.2
500 ~ 999人	100.0	75.7 (100.0)	(75.6)	(20.4)	(2.1)	(0.4)	(1.4)	21.1	0.3
300 ~ 499人	100.0	65.2 (100.0)	(80.5)	(14.3)	(3.7)	(-)	(1.5)	28.6	0.6
100 ~ 299人	100.0	47.1 (100.0)	(75.8)	(17.7)	(3.4)	(0.1)	(3.0)	46.7	1.3
50 ~ 99人	100.0	31.2 (100.0)	(74.6)	(14.4)	(8.0)	(0.2)	(2.9)	61.0	2.4
30 ~ 49人	100.0	20.2 (100.0)	(66.4)	(15.4)	(11.2)	(0.8)	(6.3)	70.5	3.7
10 ~ 29人	100.0	13.7 (100.0)	(69.2)	(16.0)	(8.1)	(0.1)	(6.6)	79.0	2.6
(産業)									
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	9.1 (100.0)	(58.0)	(24.4)	(17.7)	(-)	(-)	80.2	2.2
建設業	100.0	7.4 (100.0)	(58.9)	(9.1)	(17.3)	(0.7)	(14.0)	86.2	2.4
製造業	100.0	30.9 (100.0)	(72.8)	(17.3)	(6.0)	(0.2)	(3.7)	60.2	2.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	43.8 (100.0)	(79.9)	(11.6)	(3.1)	(-)	(5.5)	51.0	1.4
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る)	100.0	4.5 (100.0)	(84.0)	(0.1)	(15.8)	(-)	(-)	91.5	2.4
不動産業、物品賃貸業(物品賃貸業に限る)	100.0	8.3 (100.0)	(79.6)	(19.8)	(-)	(-)	(0.7)	86.1	3.5
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯・理容・美容・浴場業に限る)	100.0	10.3 (100.0)	(36.8)	(32.8)	(21.8)	(-)	(8.6)	79.2	5.8
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る)	100.0	22.1 (100.0)	(73.5)	(12.5)	(4.1)	(-)	(9.8)	69.3	1.6

注:「事業所計」には、「無回答」を含む。

第13表 化学物質使用の有無及びGHSラベルの表示の有無及び表示状況別事業所割合
(労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質)

区 分	事業所計	化学物質を使用している	表示状況					化学物質を使用していない	化学物質を使用しているかわからない
			すべて表示が行われている	一部表示が行われている	譲渡・提供元に対し求めた場合には表示が行われている	譲渡・提供元に対し求めた場合も表示が行われない場合がある	全く表示が行われていない		
			(単位: %)						
平成26年 (事業所規模)	100.0	17.5 (100.0)	(64.5)	(20.3)	(9.1)	(0.6)	(5.5)	73.0	3.0
1,000人以上	100.0	81.9 (100.0)	(55.4)	(42.2)	(0.9)	(0.8)	(0.7)	13.6	1.4
500 ~ 999人	100.0	72.3 (100.0)	(67.4)	(27.9)	(2.6)	(0.5)	(1.6)	19.9	1.5
300 ~ 499人	100.0	64.2 (100.0)	(70.5)	(23.0)	(4.1)	(0.2)	(2.2)	26.5	1.5
100 ~ 299人	100.0	44.9 (100.0)	(69.3)	(23.0)	(4.3)	(0.0)	(3.3)	45.9	1.7
50 ~ 99人	100.0	30.8 (100.0)	(65.6)	(21.3)	(9.6)	(0.5)	(2.9)	59.5	3.2
30 ~ 49人	100.0	21.0 (100.0)	(61.4)	(18.6)	(12.1)	(0.6)	(7.2)	69.5	3.8
10 ~ 29人	100.0	11.3 (100.0)	(63.3)	(18.7)	(10.1)	(0.8)	(7.2)	79.0	2.9
(産業)									
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	11.4 (100.0)	(52.6)	(33.4)	(14.0)	(-)	(-)	77.0	2.2
建設業	100.0	6.7 (100.0)	(61.0)	(9.9)	(16.4)	(1.0)	(11.6)	86.3	2.4
製造業	100.0	28.6 (100.0)	(65.0)	(22.6)	(7.5)	(0.6)	(4.4)	59.5	3.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	46.5 (100.0)	(69.6)	(15.0)	(7.2)	(-)	(8.1)	47.9	1.6
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る)	100.0	1.6 (100.0)	(43.6)	(11.0)	(45.4)	(-)	(-)	92.9	2.4
不動産業、物品賃貸業(物品賃貸業に限る)	100.0	6.6 (100.0)	(75.9)	(23.2)	(-)	(-)	(0.8)	82.8	3.4
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯・理容・美容・浴場業に限る)	100.0	11.9 (100.0)	(51.4)	(16.6)	(24.6)	(-)	(7.4)	79.3	6.0
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る)	100.0	21.4 (100.0)	(71.5)	(13.4)	(4.6)	(-)	(10.6)	66.8	1.7

注:「事業所計」には、「無回答」を含む。

労働安全衛生法第 57 条に該当する化学物質又は同条には該当しないが危険有害性のある化学物質を使用し、その容器・包装にGHSラベルの表示が行われている事業所の割合は 20.6%、のうち、GHSラベルを活用している事業所の割合は 77.9%となっている(第 14 表)。

第14表 GHSラベルの活用状況別事業所割合

区 分	GHSラベルの表示が行われている事業所計		活用している		活用状況 (複数回答)			特に活用していない
					その物質を取り扱う労働者に、危険有害性を周知するために使用している	化学物質に関するリスクアセスメントの際に使用している	もともと貼られていたラベルは剥がした等の理由で現在確認できない	
平成26年 (事業所規模)	[20.6]	100.0	77.9	(100.0)	(93.1)	(38.4)	(-)	14.4
1,000人以上	[86.7]	100.0	93.9	(100.0)	(98.5)	(50.1)	(-)	3.5
500 ~ 999人	[77.6]	100.0	89.3	(100.0)	(98.0)	(49.4)	(-)	5.0
300 ~ 499人	[69.3]	100.0	88.6	(100.0)	(97.6)	(43.6)	(-)	4.7
100 ~ 299人	[50.6]	100.0	85.3	(100.0)	(96.2)	(38.9)	(-)	9.1
50 ~ 99人	[34.9]	100.0	78.7	(100.0)	(93.9)	(39.5)	(-)	13.0
30 ~ 49人	[22.5]	100.0	74.6	(100.0)	(90.4)	(45.2)	(-)	17.5
10 ~ 29人	[14.4]	100.0	75.2	(100.0)	(92.1)	(34.2)	(-)	16.5
(産業)								
鉱業、採石業、砂利採取業	[12.9]	100.0	71.6	(100.0)	(100.0)	(40.2)	(-)	17.1
建設業	[7.1]	100.0	65.9	(100.0)	(99.0)	(25.1)	(-)	21.4
製造業	[33.6]	100.0	79.1	(100.0)	(93.6)	(40.1)	(-)	13.8
電気・ガス・熱供給・水道業	[48.6]	100.0	78.0	(100.0)	(96.6)	(33.9)	(-)	11.0
運輸業、郵便業 (道路貨物運送業に限る)	[4.7]	100.0	96.4	(100.0)	(71.0)	(41.1)	(-)	-
不動産業、物品賃貸業 (物品賃貸業に限る)	[8.3]	100.0	80.2	(100.0)	(100.0)	(3.0)	(-)	-
生活関連サービス業、娯楽業 (洗濯・理容・美容・浴場業に限る)	[12.9]	100.0	50.7	(100.0)	(94.5)	(48.3)	(-)	33.5
サービス業 (他に分類されないもの) (廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る)	[23.5]	100.0	83.0	(100.0)	(91.8)	(35.4)	(-)	13.5

注: 1) []内の数字は、全事業所のうちGHSラベルの表示が行われている事業所の割合である。
2) 「GHSラベルの表示が行われている事業所計」には、「活用状況の有無不明」を含む。

(2)安全データシート(SDS)の交付状況

労働安全衛生法第 57 条の2に該当する化学物質を使用している事業所のうち、安全データシート(SDS)がすべて交付されている事業所の割合は 67.1%となっている(第 15 表)。

また、労働安全衛生法第 57 条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質を使用している事業所のうち、安全データシート(SDS)がすべて交付されている事業所の割合は 61.3%となっている(第 16 表)。

第15表 化学物質使用の有無及び安全データシート (SDS) の交付の有無及び交付状況別事業所割合 (労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質)

区 分	事業所計		化学物質を使用している		交付状況				化学物質を使用していない	化学物質を使用しているかわからない	
					すべて交付されている	一部交付されている	譲渡・提供元に対し求めた場合には交付されている	譲渡・提供元に対し求めた場合にも交付されていない場合がある			全く交付されていない
平成26年 (事業所規模)	100.0	19.1	(100.0)	(67.1)	(11.5)	(16.8)	(0.2)	(4.4)	73.3	2.6	
1,000人以上	100.0	85.1	(100.0)	(83.1)	(12.7)	(3.8)	(-)	(0.4)	14.3	0.2	
500 ~ 999人	100.0	75.7	(100.0)	(84.7)	(7.9)	(6.6)	(0.3)	(0.5)	21.1	0.3	
300 ~ 499人	100.0	65.2	(100.0)	(85.9)	(6.4)	(7.2)	(-)	(0.5)	28.6	0.6	
100 ~ 299人	100.0	47.1	(100.0)	(79.6)	(10.0)	(9.4)	(0.4)	(0.6)	46.7	1.3	
50 ~ 99人	100.0	31.2	(100.0)	(71.3)	(10.2)	(16.9)	(0.4)	(1.3)	61.0	2.4	
30 ~ 49人	100.0	20.2	(100.0)	(62.1)	(12.7)	(19.3)	(0.5)	(5.4)	70.5	3.7	
10 ~ 29人	100.0	13.7	(100.0)	(61.7)	(12.3)	(19.3)	(-)	(6.7)	79.0	2.6	
(産業)											
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	9.1	(100.0)	(44.6)	(24.4)	(24.4)	(-)	(6.7)	80.2	2.2	
建設業	100.0	7.4	(100.0)	(41.7)	(11.1)	(33.7)	(0.7)	(12.8)	86.2	2.4	
製造業	100.0	30.9	(100.0)	(70.9)	(11.8)	(14.2)	(0.2)	(2.9)	60.2	2.6	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	43.8	(100.0)	(79.8)	(10.7)	(7.6)	(-)	(1.8)	51.0	1.4	
運輸業、郵便業 (道路貨物運送業に限る)	100.0	4.5	(100.0)	(90.1)	(-)	(9.8)	(-)	(0.1)	91.5	2.4	
不動産業、物品賃貸業 (物品賃貸業に限る)	100.0	8.3	(100.0)	(41.5)	(19.8)	(38.1)	(-)	(0.7)	86.1	3.5	
生活関連サービス業、娯楽業 (洗濯・理容・美容・浴場業に限る)	100.0	10.3	(100.0)	(35.7)	(18.5)	(42.3)	(-)	(3.5)	79.2	5.8	
サービス業 (他に分類されないもの) (廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る)	100.0	22.1	(100.0)	(64.9)	(8.9)	(12.5)	(-)	(13.6)	69.3	1.6	

注: 「事業所計」には、「無回答」を含む。

第16表 化学物質使用の有無及び安全データシート（SDS）の交付の有無及び交付状況別事業所割合
（労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質）

（単位：％）

区 分	事業所計	化学物質を使用している	交付状況						化学物質を使用していない	化学物質を使用しているかわからない
			すべて交付されている	一部交付されている	譲渡・提供元に対し求めた場合には交付されている	譲渡・提供元に対し求められていない場合がある	全く交付されていない			
平成26年 （事業所規模）	100.0	17.5 (100.0)	(61.3)	(13.3)	(19.4)	(0.4)	(5.7)	73.0	3.0	
1,000人以上	100.0	81.9 (100.0)	(74.8)	(19.8)	(4.6)	(0.4)	(0.4)	13.6	1.4	
500～999人	100.0	72.3 (100.0)	(76.9)	(14.4)	(7.7)	(0.5)	(0.6)	19.9	1.5	
300～499人	100.0	64.2 (100.0)	(80.4)	(10.1)	(8.6)	(0.2)	(0.8)	26.5	1.5	
100～299人	100.0	44.9 (100.0)	(74.4)	(13.1)	(10.9)	(0.5)	(1.0)	45.9	1.7	
50～99人	100.0	30.8 (100.0)	(66.0)	(13.0)	(19.0)	(0.8)	(1.2)	59.5	3.2	
30～49人	100.0	21.0 (100.0)	(56.3)	(15.6)	(21.8)	(0.6)	(5.5)	69.5	3.8	
10～29人	100.0	11.3 (100.0)	(54.8)	(12.5)	(22.9)	(0.1)	(9.7)	79.0	2.9	
（産業）										
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	11.4 (100.0)	(47.3)	(14.0)	(19.3)	(-)	(19.3)	77.0	2.2	
建設業	100.0	6.7 (100.0)	(37.8)	(11.7)	(35.2)	(1.0)	(14.3)	86.3	2.4	
製造業	100.0	28.6 (100.0)	(64.7)	(14.6)	(17.0)	(0.4)	(3.4)	59.5	3.3	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	46.5 (100.0)	(75.1)	(11.6)	(10.7)	(-)	(2.6)	47.9	1.6	
運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る）	100.0	1.6 (100.0)	(61.0)	(10.7)	(28.0)	(-)	(0.3)	92.9	2.4	
不動産業、物品賃貸業（物品賃貸業に限る）	100.0	6.6 (100.0)	(48.9)	(25.1)	(25.1)	(-)	(0.8)	82.8	3.4	
生活関連サービス業、娯楽業（洗濯・理容・美容・浴場業に限る）	100.0	11.9 (100.0)	(37.4)	(5.0)	(37.9)	(-)	(19.7)	79.3	6.0	
サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る）	100.0	21.4 (100.0)	(68.0)	(4.3)	(13.4)	(-)	(14.3)	66.8	1.7	

注：「事業所計」には、「無回答」を含む。

労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質又は同条には該当しないが危険有害性がある化学物質の使用に対して安全データシート(SDS)が交付されている事業所の割合は20.7%、そのうち、安全データシート(SDS)の情報を活用している事業所の割合は72.2%となっており、活用状況(複数回答)については「化学物質を取り扱う作業者が常時内容を確認できるよう作業場所に備え付けている」が81.2%と最も多くなっている(第17表)。

第17表 安全データシート（SDS）の活用状況別事業所割合

（単位：％）

区 分	安全データシート（SDS）が交付されている事業所計		活用している	活用状況（複数回答）			特に活用はしていないが、保管している	所在が確認できない状況である
	[20.7]	100.0		化学物質を取り扱う作業者が常時内容を確認できるよう作業場所に備え付けている	化学物質に関するリスクアセスメントの際に使用している	新たに安全データシート（SDS）を入手した際、産業医、衛生管理者、衛生委員会等に報告している		
平成26年 （事業所規模）	[20.7]	100.0	72.2 (100.0)	(81.2)	(47.4)	(20.2)	19.2	1.9
1,000人以上	[86.5]	100.0	96.6 (100.0)	(95.8)	(60.9)	(36.2)	1.8	-
500～999人	[78.3]	100.0	92.6 (100.0)	(94.3)	(57.8)	(30.3)	4.1	-
300～499人	[70.1]	100.0	91.0 (100.0)	(88.5)	(51.5)	(28.8)	5.4	-
100～299人	[51.7]	100.0	83.9 (100.0)	(83.9)	(49.3)	(27.1)	11.7	0.9
50～99人	[35.6]	100.0	76.6 (100.0)	(79.6)	(48.4)	(27.3)	18.1	0.6
30～49人	[22.8]	100.0	72.0 (100.0)	(74.6)	(55.8)	(16.4)	20.8	3.0
10～29人	[14.2]	100.0	64.8 (100.0)	(81.5)	(41.6)	(14.2)	23.2	2.4
（産業）								
鉱業、採石業、砂利採取業	[10.7]	100.0	91.5 (100.0)	(81.0)	(46.6)	(2.5)	5.7	-
建設業	[7.2]	100.0	67.8 (100.0)	(90.7)	(36.8)	(12.1)	16.9	6.7
製造業	[33.9]	100.0	73.3 (100.0)	(79.1)	(48.5)	(22.8)	20.0	1.1
電気・ガス・熱供給・水道業	[50.6]	100.0	81.9 (100.0)	(90.7)	(41.3)	(13.4)	15.6	1.5
運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る）	[4.7]	100.0	74.3 (100.0)	(92.1)	(53.5)	(7.9)	3.6	-
不動産業、物品賃貸業（物品賃貸業に限る）	[8.3]	100.0	41.6 (100.0) *	(52.3) *	(50.0) *	(1.2) *	20.3	-
生活関連サービス業、娯楽業（洗濯・理容・美容・浴場業に限る）	[11.9]	100.0	44.8 (100.0)	(83.8)	(65.6)	(9.8)	28.4	14.4
サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る）	[22.3]	100.0	80.4 (100.0)	(88.3)	(40.9)	(11.5)	18.0	0.2

注：1) []内の数字は、全事業所のうち安全データシート（SDS）が交付されている事業所の割合である。

2) 「安全データシート（SDS）が交付されている事業所計」には、「活用状況の有無不明」を含む。

6 アスベストに関する事項

事業所の施設内におけるアスベストを含有する建材(吹き付けられた石綿等又は石綿を含有する保温材、断熱材等)について、「ある」とした事業所の割合は1.8%となっている(第18表)。

第18表 アスベストを含有する建材の有無別事業所割合

(単位：%)

区 分	事業所計	ある	過去にはあったが除去、封じ込め又は囲い込みを実施した	ない	わからない
平成26年	100.0	1.8	2.5	81.3	7.4
(事業所規模)					
1,000人以上	100.0	10.3	42.3	45.0	1.6
500～999人	100.0	9.1	28.0	56.7	2.5
300～499人	100.0	7.7	16.6	67.1	4.5
100～299人	100.0	5.0	8.5	74.8	6.8
50～99人	100.0	3.3	4.5	77.3	8.2
30～49人	100.0	1.5	2.1	84.1	6.2
10～29人	100.0	1.2	1.3	82.3	7.6
(産業)					
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	2.1	3.5	74.8	4.7
建設業	100.0	0.5	1.1	87.2	6.3
製造業	100.0	3.0	4.1	77.6	7.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	7.1	13.6	68.5	6.7
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る)	100.0	0.4	0.3	81.5	7.2
不動産業、物品賃貸業(物品賃貸業に限る)	100.0	-	3.6	87.7	6.4
生活関連サービス業、娯楽業 (洗濯・理容・美容・浴場業に限る)	100.0	0.1	0.2	83.9	11.3
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る)	100.0	2.5	2.1	80.5	7.5

注：「事業所計」には「無回答」を含む。

【労働者調査】

1 有害業務の従事状況等

(1)有害業務の従事状況

労働者の有害業務への従事状況をみると、いずれかの有害業務に従事している労働者の割合は29.9%(平成18年調査28.5%)となっている。

業務の種類別の従事状況をみると、「有機溶剤を取り扱う場所での業務」16.8%、「粉じんが発生する場所での作業」11.8%、「重量物を取り扱う業務」8.0%、「特定化学物質を製造し又は取り扱う場所での業務」5.0%の順となっている。

また、自分の従事する業務が有害業務であることの認識の有無をみると、「特定化学物質を製造し又は取り扱う場所での業務」84.5%、「鉛を取り扱う場所での業務」78.7%、「有機溶剤を取り扱う場所での業務」77.8%の順となっている。(第19表)

第19表 有害業務の種類別従事状況及び有害業務としての認識の有無別労働者割合

(単位：%)

業務の種類	年	労働者計	有害業務に従事している	有害業務の認識	
				あり	なし
下記の有害業務計	平成26年	100.0	29.9 (100.0)	(67.4)	(32.6)
	平成18年	100.0	28.5 (100.0)	(69.4)	(30.6)
A. 鉛を取り扱う場所での業務	平成26年	100.0	1.9 (100.0)	(78.7)	(21.3)
	平成18年	100.0	2.7 (100.0)	(81.6)	(18.4)
B. 粉じんが発生する場所での作業	平成26年	100.0	11.8 (100.0)	(71.4)	(28.6)
	平成18年	100.0	13.8 (100.0)	(72.7)	(27.3)
C. 有機溶剤を取り扱う場所での業務	平成26年	100.0	16.8 (100.0)	(77.8)	(22.2)
	平成18年	100.0	12.8 (100.0)	(79.7)	(20.3)
D. 特定化学物質を製造し又は取り扱う場所での業務	平成26年	100.0	5.0 (100.0)	(84.5)	(15.5)
	平成18年	100.0	3.9 (100.0)	(82.3)	(17.7)
E. 放射線にさらされる場所での業務	平成26年	100.0	1.4 (100.0)	(71.1)	(28.9)
	平成18年	100.0	1.1 (100.0)	(69.8)	(30.2)
F. 除染等業務、特定線量下業務	平成26年	100.0	0.4 (100.0)	(46.6)	(53.4)
	平成18年 (...)	(...)	(...)
G. 強烈的な騒音を発する場所での業務	平成26年	100.0	4.6 (100.0)	(65.7)	(34.3)
	平成18年	100.0	7.4 (100.0)	(71.7)	(28.3)
H. 振動工具による身体に著しい振動を与える業務	平成26年	100.0	3.4 (100.0)	(65.3)	(34.7)
	平成18年	100.0	4.7 (100.0)	(75.6)	(24.4)
I. 紫外線、赤外線にさらされる業務	平成26年	100.0	2.2 (100.0)	(62.9)	(37.1)
	平成18年	100.0	4.2 (100.0)	(72.1)	(27.9)
J. 重量物を取り扱う業務	平成26年	100.0	8.0 (100.0)	(44.0)	(56.0)
	平成18年	100.0	11.4 (100.0)	(62.2)	(37.8)

注：「有害業務に従事している」は、「主として」従事している労働者と「従として」従事している労働者の両方が含まれる。

(2)有害業務に関する教育等

主として従事する業務が有害業務である労働者の割合は19.8%、そのうち、その業務に就いたとき、人体に及ぼす作用、取扱上の注意等について教育又は説明を受けたことがある労働者の割合は80.3%となっている。

そして、その教育等に対する評価は、「役立っている」が94.8%となっている。(第20表)

第20表 主として従事する有害業務についての教育又は説明の有無及び効果別労働者割合

業務の種類	主として従事する業務が有害業務である労働者計		教育又は説明を受けたことがある		教育又は説明を受けたことがない		不明	
			役立っている	役立っていない	教育又は説明を受けたことがない	不明		
平成26年 (事業所規模)	[19.8]	100.0	80.3	(100.0)	(94.8)	(5.2)	17.1	2.6
1,000人以上	[36.1]	100.0	92.1	(100.0)	(95.2)	(4.8)	7.6	0.4
500～999人	[23.1]	100.0	86.8	(100.0)	(92.1)	(7.9)	11.4	1.8
300～499人	[27.6]	100.0	89.5	(100.0)	(95.6)	(4.4)	8.4	2.1
100～299人	[21.3]	100.0	85.8	(100.0)	(95.6)	(4.4)	12.8	1.3
50～99人	[17.5]	100.0	73.0	(100.0)	(93.8)	(6.2)	22.7	4.3
30～49人	[17.9]	100.0	64.1	(100.0)	(95.7)	(4.3)	32.7	3.1
10～29人	[12.0]	100.0	70.2	(100.0)	(93.8)	(6.2)	24.1	5.7
(産業)								
鉱業、採石業、砂利採取業	[51.7]	100.0	94.7	(100.0)	(91.7)	(8.3)	4.2	1.1
建設業	[6.2]	100.0	76.1	(100.0)	(99.9)	(0.1)	11.5	12.4
製造業	[25.5]	100.0	80.3	(100.0)	(94.2)	(5.8)	17.7	2.1
電気・ガス・熱供給・水道業	[21.8]	100.0	86.5	(100.0)	(99.2)	(0.8)	11.6	2.0
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る)	[11.6]	100.0	76.0	(100.0)	(100.0)	(-)	21.2	2.7
不動産業、物品賃貸業(物品賃貸業に限る)	[11.0]	100.0*	73.8*	(100.0)*	(100.0)*	(-)*	17.3*	8.9*
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯・理容・美容・浴場業に限る)	[5.3]	100.0	100.0	(100.0)	(83.5)	(16.5)	-	-
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る)	[21.5]	100.0	89.1	(100.0)	(93.5)	(6.5)	10.1	0.8

注： []内は全労働者のうち、「主として従事する業務が有害業務である労働者」の割合である。

2 有機溶剤を取り扱う知識と取扱場所

有機溶剤を取り扱う場所での業務に従事している労働者について、有機溶剤の人体に及ぼす作用等の認識についてみると、「よく知っている」が21.3%(平成18年調査12.0%)となっている(第21表)。

第21表 有機溶剤の人体に及ぼす作用等についての認識の程度別労働者割合

年	有機溶剤を取り扱う場所での業務に従事している労働者計		人体に及ぼす作用、取扱上の注意事項及び中毒が発生した時の応急措置の方法など				
			よく知っている	大体知っている	あまり知らない	全く知らない	不明
平成26年	[16.8]	100.0	21.3	54.4	18.5	3.9	1.8
平成18年	[12.8]	100.0	12.0	51.0	28.9	8.1	...

注： []内の数字は全労働者のうち、「有機溶剤を取り扱う場所での業務に従事している労働者」の割合である。

有機溶剤を使用している労働者の作業場所は、「屋内(タンク内を除く)」が87.4%(平成18年調査92.8%)と最も多くなっている(第22表)。

第22表 有機溶剤使用場所別労働者割合

年	有機溶剤を取り扱う場所での業務に従事している労働者計		作業場所(複数回答)			
			屋内(タンク内を除く)	タンク内	屋外	不明
平成26年	[16.8]	100.0	87.4	3.0	15.0	3.1
平成18年	[12.8]	100.0	92.8	2.7	12.3	...

注： []内の数字は全労働者のうち、「有機溶剤を取り扱う場所での業務に従事している労働者」の割合である。

3 化学物質に関する事項

(1)化学物質に関するリスクアセスメントの認知状況等

第 19 表(12 頁)のA～Fの業務(以下、これらの6業務を「主要有害業務」という。)のいずれかに従事している労働者のうち、化学物質に関するリスクアセスメントについて知っている労働者の割合は 52.4%(平成 18 年調査 31.8%)となっている(第 23 表、第3図)。

第23表 化学物質に関するリスクアセスメントの認識の有無別労働者割合

(単位：%)

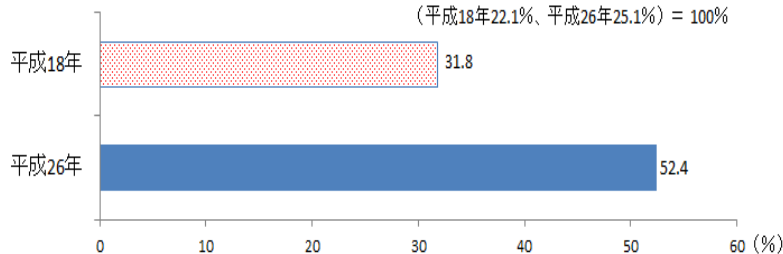
区 分	主要有害業務に従事している労働者計		化学物質に関するリスクアセスメント		
			知っている	知らない	不明
平成26年 (事業所規模)	[25.1]	100.0	52.4	38.4	9.2
1,000人以上	[50.6]	100.0	74.1	21.3	4.6
500～999人	[30.5]	100.0	70.9	24.2	4.9
300～499人	[35.6]	100.0	67.9	28.7	3.4
100～299人	[22.3]	100.0	59.1	38.8	2.1
50～99人	[21.5]	100.0	40.4	45.9	13.7
30～49人	[18.8]	100.0	39.2	51.6	9.2
10～29人	[19.6]	100.0	26.4	52.1	21.5
(産業)					
鉱業、採石業、砂利採取業	[52.4]	100.0	16.2	62.3	21.5
建設業	[14.1]	100.0	34.2	31.2	34.6
製造業	[33.2]	100.0	54.9	38.2	6.9
電気・ガス・熱供給・水道業	[32.1]	100.0	64.0	30.2	5.8
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る)	[1.0]	100.0*	-*	100.0*	-*
不動産業、物品賃貸業(物品賃貸業に限る)	[6.2]	100.0*	8.0*	92.0*	-*
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯・理容・美容・浴場業に限る)	[7.0]	100.0	32.9	67.1	-
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る)	[29.9]	100.0	57.2	40.5	2.3
平成18年	[22.1]	100.0	31.8	68.2	-

注：1) []内の数字は、全労働者のうち、「主要有害業務に従事している労働者」の割合である。

- 平成26年調査の「主要有害業務」とは、「鉛を取り扱う場所での業務」「粉じんが発生する場所での作業」「有機溶剤を取り扱う場所での業務」「特定化学物質を製造し又は取り扱う場所での業務」「放射線にさらされる場所での業務」及び「除染等業務、特定線量下業務」のことである。
- 平成18年調査の「主要有害業務」とは、「鉛を取り扱う場所での業務」「粉じんが発生する場所での作業」「有機溶剤を取り扱う場所での業務」「特定化学物質を製造し又は取り扱う場所での業務」「石綿を製造し又は取り扱う場所での業務」及び「放射線にさらされる場所での業務」のことである。

第3図 化学物質に関するリスクアセスメントについて知っている労働者割合

※主要有害業務に従事している労働者計
(平成18年22.1%、平成26年25.1%) = 100%



化学物質に関するリスクアセスメントについて知っている労働者のうち、事業所で「リスクアセスメントを実施している」とした労働者の割合は 89.2%となっている。また、その結果の利用状況については、「リスクアセスメントの結果に基づいて安全衛生教育が行われている」が 52.9% と最も多い。(第 24 表)

第24表 化学物質に関するリスクアセスメント実施の有無及び結果の利用状況別労働者割合

区分	化学物質に関するリスクアセスメントについて知っている労働者計		リスクアセスメントを実施している		結果の利用状況				リスクアセスメントを実施していない	リスクアセスメントを実施しているかどうかわからない
					リスクアセスメントの結果を事業所内への掲示等により周知している	リスクアセスメントの結果に基づいて安全衛生教育が行われている	特に利用されていない	どのように利用されているかわからない		
平成26年 (事業所規模)	[52.4]	100.0	89.2	(100.0)	(37.6)	(52.9)	(4.8)	(4.7)	5.8	4.8
1,000人以上	[74.1]	100.0	94.5	(100.0)	(35.0)	(60.7)	(0.5)	(3.8)	2.2	3.1
500～999人	[70.9]	100.0	96.6	(100.0)	(35.8)	(55.7)	(3.7)	(4.8)	0.9	2.4
300～499人	[67.9]	100.0	89.7	(100.0)	(42.8)	(49.5)	(3.7)	(4.0)	3.1	7.1
100～299人	[59.1]	100.0	86.2	(100.0)	(29.9)	(56.8)	(8.2)	(5.2)	5.1	8.6
50～99人	[40.4]	100.0	92.1	(100.0)	(39.2)	(47.4)	(5.0)	(8.4)	7.0	0.9
30～49人	[39.2]	100.0	90.2	(100.0)	(60.8)	(33.9)	(3.7)	(1.7)	8.1	1.7
10～29人	[26.4]	100.0	70.8	(100.0)	(33.0)	(46.0)	(14.7)	(6.3)	21.5	7.1
(産業)										
鉱業、採石業、砂利採取業	[16.2]	100.0	67.2	(100.0)	(19.8)	(55.0)	(-)	(25.2)	15.8	17.0
建設業	[34.2]	100.0	81.1	(100.0)	(50.1)	(49.1)	(0.7)	(0.1)	18.2	0.5
製造業	[54.9]	100.0	90.7	(100.0)	(38.0)	(52.9)	(4.4)	(4.8)	4.3	4.9
電気・ガス・熱供給・水道業	[64.0]	100.0	79.0	(100.0)	(34.4)	(57.8)	(0.9)	(6.9)	13.8	7.1
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る)	[-]	-	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-	-
不動産業、物品賃貸業(物品賃貸業に限る)	[8.0]	100.0*	100.0*	(100.0)*	(-)*	(-)*	(100.0)*	(-)*	-*	-*
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯・理容・美容・浴場業に限る)	[32.9]	100.0*	47.0*	(100.0)*	(28.6)*	(14.9)*	(56.4)*	(-)*	26.5*	26.5*
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る)	[57.2]	100.0	79.9	(100.0)	(15.7)	(61.4)	(14.1)	(8.8)	12.9	7.1

注：1) []内の数字は、「主要有害業務に従事している労働者」のうち「化学物質に関するリスクアセスメントについて知っている労働者」の割合である。
2) 「化学物質に関するリスクアセスメントについて知っている労働者計」には、「無回答」を含む。

(2)安全データシート(SDS)についての認知状況等

主要有害業務のいずれかに従事している労働者のうち、安全データシート(SDS)について知っている労働者の割合は 57.6%となっている。そのうち安全データシート(SDS)に記載された内容について確認したことがある労働者の割合は 93.0%、安全データシート(SDS)を用いた安全衛生教育、作業指示を受けたことがある労働者は 73.2%となっている。(第 25 表)

第25表 安全データシート(SDS)の認知の有無、内容確認の有無及び安全衛生教育等の有無別労働者割合

区分	主要有害業務に従事している労働者計		安全データシート(SDS)							知らない
			知っている	内容確認		安全衛生教育、作業指示				
				ある	ない	ある	ない			
平成26年 (事業所規模)	[25.1]	100.0	57.6	(100.0)	(93.0)	(6.1)	(100.0)	(73.2)	(23.1)	35.4
1,000人以上	[50.6]	100.0	73.8	(100.0)	(96.1)	(3.9)	(100.0)	(85.1)	(14.0)	22.3
500～999人	[30.5]	100.0	76.2	(100.0)	(93.6)	(6.0)	(100.0)	(73.9)	(21.3)	19.9
300～499人	[35.6]	100.0	72.7	(100.0)	(93.3)	(3.4)	(100.0)	(83.1)	(9.3)	24.5
100～299人	[22.3]	100.0	66.0	(100.0)	(94.0)	(6.0)	(100.0)	(70.3)	(27.8)	32.0
50～99人	[21.5]	100.0	40.9	(100.0)	(89.8)	(10.1)	(100.0)	(61.2)	(29.0)	45.7
30～49人	[18.8]	100.0	38.3	(100.0)	(95.0)	(5.0)	(100.0)	(78.0)	(20.1)	53.1
10～29人	[19.6]	100.0	41.2	(100.0)	(87.1)	(10.6)	(100.0)	(52.9)	(43.6)	46.2
(産業)										
鉱業、採石業、砂利採取業	[52.4]	100.0	6.2	(100.0)	(91.9)	(8.1)	(100.0)	(69.2)	(26.1)	76.7
建設業	[14.1]	100.0	55.9	(100.0)	(95.4)	(4.6)	(100.0)	(50.2)	(43.3)	27.6
製造業	[33.2]	100.0	58.7	(100.0)	(93.2)	(5.9)	(100.0)	(75.9)	(21.0)	34.9
電気・ガス・熱供給・水道業	[32.1]	100.0	70.8	(100.0)	(90.6)	(9.4)	(100.0)	(69.4)	(25.2)	23.6
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る)	[1.0]	100.0*	-*	(-)*	(-)*	(-)*	(-)*	(-)*	(-)*	100.0*
不動産業、物品賃貸業(物品賃貸業に限る)	[6.2]	100.0*	8.0*	(100.0)*	(-)*	(100.0)*	(100.0)*	(-)*	(-)*	92.0*
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯・理容・美容・浴場業に限る)	[7.0]	100.0	23.4	(100.0)*	(62.8)*	(-)*	(100.0)*	(9.8)*	(53.0)*	76.6
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る)	[29.9]	100.0	58.0	(100.0)	(87.2)	(12.8)	(100.0)	(74.8)	(19.8)	41.3
平成18年	[22.1]	100.0	37.3	(100.0)	(88.1)	(11.9)	(100.0)	(-)	(-)	62.7

注：1) []内の数字は、全労働者のうち、「主要有害業務に従事している労働者」の割合である。
2) 平成26年調査の「主要有害業務」とは、「鉛を取り扱う場所での業務」「粉じんが発生する場所での業務」「有機溶剤を取り扱う場所での業務」「特定化学物質を製造し又は取り扱う場所での業務」「放射線にさらされる場所での業務」及び「除染等業務、特定線量下業務」のことである。
3) 平成18年調査の「主要有害業務」とは、「鉛を取り扱う場所での業務」「粉じんが発生する場所での業務」「有機溶剤を取り扱う場所での業務」「特定化学物質を製造し又は取り扱う場所での業務」「石綿を製造し又は取り扱う場所での業務」及び「放射線にさらされる場所での業務」のことである。
4) 「主要有害業務に従事している労働者計」には「安全データシート(SDS)の認知の有無不明」を含む。
5) 「知っている」には「内容確認の有無不明」及び「安全衛生教育等の有無不明」を含む。
6) 平成18年調査では安全データシート(SDS)ではなく、化学物質等安全データシート(MSDS)、危険又は有害な化学物質について、物質名、取り扱い上の注意など詳細な情報を含んだ資料)の認知や確認の状況を調査した。
7) ()は主要有害業務のいずれかに従事している労働者のうち、「安全データシート(SDS)について知っている」労働者を100とした割合である。

(3)GHSラベルの絵表示とその意味についての認知状況等

主要有害業務のいずれかに従事している労働者のうち、GHSラベルの絵表示とその意味について知っている労働者の割合は46.1%となっている。そのうちGHSラベルに記載された内容について確認したことがある労働者の割合は88.3%、GHSラベルについて周知・教育を受けたことがある労働者は62.3%となっている。(第26表)

第26表 GHSラベルの絵表示とその意味についての認知の有無、内容確認の有無及び周知・教育の有無別労働者割合 (単位：%)

区 分	主要有害業務に従事している労働者計	GHSラベルの絵表示とその意味							
		知っている		内容確認		周知・教育		知らない	
				ある	ない	ある	ない		
平成26年	[25.1] 100.0	46.1	(100.0)	(88.3)	(11.1)	(100.0)	(62.3)	(33.8)	46.7
(事業所規模)									
1,000人以上	[50.6] 100.0	61.7	(100.0)	(86.6)	(13.4)	(100.0)	(65.3)	(31.7)	34.3
500～999人	[30.5] 100.0	57.3	(100.0)	(86.9)	(13.0)	(100.0)	(53.5)	(40.9)	38.6
300～499人	[35.6] 100.0	56.7	(100.0)	(88.8)	(11.2)	(100.0)	(69.1)	(23.6)	40.2
100～299人	[22.3] 100.0	50.6	(100.0)	(90.1)	(9.6)	(100.0)	(70.9)	(28.2)	47.6
50～99人	[21.5] 100.0	35.7	(100.0)	(87.7)	(12.3)	(100.0)	(51.7)	(40.0)	50.2
30～49人	[18.8] 100.0	36.0	(100.0)	(94.3)	(5.7)	(100.0)	(60.8)	(35.5)	54.7
10～29人	[19.6] 100.0	30.4	(100.0)	(86.1)	(9.9)	(100.0)	(51.8)	(45.7)	57.2
(産業)									
鉱業、採石業、砂利採取業	[52.4] 100.0	5.4	(100.0)	(100.0)	(-)	(100.0)	(90.6)	(3.9)	77.5
建設業	[14.1] 100.0	34.6	(100.0)	(91.4)	(8.6)	(100.0)	(37.9)	(49.7)	48.9
製造業	[33.2] 100.0	48.0	(100.0)	(88.3)	(11.3)	(100.0)	(65.1)	(31.7)	45.5
電気・ガス・熱供給・水道業	[32.1] 100.0	45.7	(100.0)	(82.1)	(12.7)	(100.0)	(48.5)	(43.8)	48.2
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る)	[1.0] 100.0*	-*	(-)*	(-)*	(-)*	(-)*	(-)*	(-)*	100.0*
不動産業、物品賃貸業(物品賃貸業に限る)	[6.2] 100.0*	8.0*	(100.0)*	(-)*	(100.0)*	(100.0)*	(-)*	(100.0)*	92.0*
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯・理容・美容・浴場業に限る)	[7.0] 100.0	34.7	(100.0)*	(74.9)*	(-)*	(100.0)*	(-)*	(74.9)*	65.3
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る)	[29.9] 100.0	47.7	(100.0)	(88.0)	(10.2)	(100.0)	(56.6)	(40.8)	50.7

- 注：1) []内の数字は、全労働者のうち、「主要有害業務に従事している労働者」の割合である。
 2) 「主要有害業務」とは、「鉛を取り扱う場所での業務」「粉じんが発生する場所での作業」「有機溶剤を取り扱う場所での業務」「特定化学物質を製造し又は取り扱う場所での業務」「放射線にさらされる場所での業務」及び「除染等業務、特定線量下業務」のことである。
 3) 「主要有害業務に従事している労働者計」には「GHSラベルの絵表示とその意味についての認知の有無不明」を含む。
 4) 「知っている」には「内容確認の有無不明」及び「周知・教育の有無不明」を含む。
 5) ()は主要有害業務のいずれかに従事している労働者のうち、「GHSラベルの絵表示とその意味について知っている」労働者を100とした割合である。

【ずい道・地下鉄工事現場調査】

1 粉じん抑制対策に関する事項

(1)粉じん発生作業箇所の状況

粉じんが発生する作業箇所がある工事現場の割合は63.9%(平成18年調査43.3%)となっている。粉じん発生源別(複数回答)の割合は「ずり積み機等車両系建設機械により積み込み又は積み卸す箇所」89.6%(同91.4%)、「坑内において鉱物等を動力により掘削する箇所」84.7%(同89.8%)等となっている。(第27表)

第27表 粉じんが発生する作業箇所の有無及び発生源別工事現場割合

(単位：%)

年	工事現場計	粉じんが発生する作業箇所あり	粉じん発生源(複数回答)						粉じんが発生する作業箇所なし		
			坑内において鉱物等を動力により掘削する箇所	衝撃式削岩機を用いる箇所	衝撃式削岩機を用いない箇所	ずり積み機等車両系建設機械により積み込み又は積み卸す箇所	コンペアー(ポータブルコンペアーを除く)へ積み卸す箇所	その他の粉じん作業箇所			
平成26年	100.0	63.9	(100.0)	(84.7)	[100.0]	[94.7]	[33.3]	(89.6)	(14.4)	(43.6)	36.1
平成18年	100.0	43.3	(100.0)	(89.8)	[100.0]	[93.2]	[33.9]	(91.4)	(11.7)	(47.2)	56.7

(2)粉じん抑制措置の実施状況

粉じん発生源に対する抑制措置を実施している工事現場の割合は、「坑内において鉱物等を動力により掘削する箇所」の「衝撃式削岩機を用いる箇所」95.7%(平成18年調査98.2%)、「衝撃式削岩機を用いない箇所」87.7%(同90.0%)等となっている(第28表)。

第28表 粉じん発生作業箇所にかかる抑制措置別工事現場割合

(単位：%)

作業箇所区分		年	粉じん発生作業箇所ありの工事現場計	抑制措置あり		抑制措置		抑制措置なし	不明	
				抑制措置あり	抑制措置なし	湿式型又は湿潤化	非湿式型又は非湿潤化			
坑内において鉱物等を動力により掘削する箇所	衝撃式削岩機を用いる箇所	平成26年	[51.3]	100.0	95.7	(100.0)	(75.5)	(24.5)	4.3	—
		平成18年	[36.3]	100.0	98.2	(100.0)	(83.3)	(16.7)	1.8	—
ずり積み機等車両系建設機械により積み込み又は積み卸す箇所	衝撃式削岩機を用いない箇所	平成26年	[18.0]	100.0	87.7	(100.0)	(56.0)	(44.0)	10.5	1.8
		平成18年	[13.2]	100.0	90.0	(100.0)	(46.3)	(53.7)	10.0	—
コンペアー(ポータブルコンペアーを除く)へ積み卸す箇所		平成26年	[57.3]	100.0	78.5	(100.0)	(46.5)	(53.5)	18.2	3.3
		平成18年	[39.6]	100.0	82.2	(100.0)	(38.5)	(61.5)	17.8	—
その他の粉じん作業箇所		平成26年	[9.2]	100.0	82.8	(100.0)	(58.3)	(41.7)	17.2	—
		平成18年	[5.1]	100.0	82.6	(100.0)	(52.6)	(47.4)	17.4	—
		平成26年	[27.8]	100.0	87.5	(100.0)	(50.6)	(49.4)	9.1	3.4
		平成18年	[20.4]	100.0	89.2	(100.0)	(54.2)	(45.8)	10.8	—

注：[]内は全工事現場のうち、「当該作業箇所がある工事現場」の割合である。

(3)通気設備

粉じんが発生する作業箇所がある工事現場のうち、「換気のための通気設備」を設けている工事現場の割合は98.5%(平成18年調査94.9%)となっている。

換気の方法別にみると、「送気方式」74.4%(同70.6%)、「送排気併用方式」15.6%(同12.8%)、「排気方式」6.5%(同10.2%)の順となっている。(第29表)

第29表 通気設備の有無及び換気方法別工事現場割合

(単位：%)

年	粉じんが発生する作業箇所あり工事現場計	換気のための通気設備あり	換気方法					換気のための通気設備なし		
			排気方式	送気方式	送排気併用方式	送排気組合せ方式	その他の方式			
平成26年	[63.9]	100.0	98.5	(100.0)	(6.5)	(74.4)	(15.6)	(…)	(3.5)	1.5
平成18年	[43.3]	100.0	94.9	(100.0)	(10.2)	(70.6)	(12.8)	(5.9)	(0.5)	5.1

注：1) []内は全工事現場のうち、「粉じんが発生する作業箇所のある工事現場」の割合である。

2) 「換気方法」は、平成18年調査と一部異なるため比較には注意を要する。

(4)防じんマスク

粉じんが発生する作業箇所がある工事現場における粉じん作業時の防じんマスク使用状況をみると、労働者に防じんマスクを使用させている工事現場の割合は 97.5% (平成 18 年調査 99.5%) となっており、そのうち全員が使用している工事現場の割合は 98.5% [同 99.0%] となっている (第 30 表)。

第30表 防じんマスクの使用状況別工事現場割合

(単位：%)

年	粉じんが発生する作業箇所あり工事現場計	防じんマスクを使用させている	粉じん作業を行う労働者の使用状況				防じんマスクを使用させていない		
			全員使用	過半数使用	一部使用	不明			
			平成26年	[63.9]	100.0	97.5		(100.0)	(98.5)
平成18年	[43.3]	100.0	99.5	(100.0)	(99.0)	(1.0)	(-)	(-)	0.5

注：[] 内は全工事現場のうち、「粉じんが発生する作業箇所のある工事現場」の割合である。

2 作業環境測定の実施状況

工事現場における作業環境測定の実施状況を測定項目別にみると、「炭酸ガス」60.1% (平成 18 年調査 53.6%)、「一酸化炭素」74.1% (同 62.4%)、「気温」78.2% (同 78.2%)、「粉じん」54.4% (同 55.8%) となっており、測定の実施頻度は、「一酸化炭素」以外は「半月以内に1回」が最も多くなっている (第 31 表)。

第31表 作業環境測定の実施頻度別工事現場割合

(単位：%)

測定項目	年	工事現場計	作業環境測定を実施している	実施頻度					測定頻度不明	実施していない	不明	
				半月以内に1回	1月以内に1回	2月以内に1回	半年以内に1回	その他				
炭酸ガス	平成26年	100.0	60.1	(100.0)	(40.5)	(31.1)	(0.5)	(0.5)	(26.3)	(1.1)	39.2	0.6
	平成18年	100.0	53.6	(100.0)	(44.3)	(24.6)	(-)	(1.2)	(29.9)	(-)	46.4	-
一酸化炭素	平成26年	100.0	74.1	(100.0)	(38.9)	(6.4)	(-)	(-)	(53.4)	(1.3)	25.3	0.6
	平成18年	100.0	62.4	(100.0)	(47.9)	(10.6)	(0.4)	(1.1)	(40.1)	(-)	37.6	-
気温	平成26年	100.0	78.2	(100.0)	(52.2)	(4.0)	(-)	(-)	(42.9)	(0.8)	21.2	0.6
	平成18年	100.0	78.2	(100.0)	(58.7)	(3.9)	(-)	(0.3)	(37.1)	(-)	21.8	-
粉じん	平成26年	100.0	54.4	(100.0)	(86.0)	(4.7)	(-)	(-)	(8.7)	(0.6)	44.9	0.6
	平成18年	100.0	55.8	(100.0)	(84.3)	(8.7)	(-)	(0.8)	(6.3)	(-)	44.2	-

統 計 表

【事業所調査】

表 1 粉じん作業の種類別事業所割合

〈平成26年〉	(複数回答)	(単位：%)
粉じん作業あり事業所 計		[13.4]100.0
1. アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業		52.7
うち屋外におけるアーク溶接作業に係る粉じん作業		17.4
うち屋外における岩石及び鉱物を裁断等する作業		1.8
2. 金属等の研磨等作業		53.5
うち屋外における岩石又は鉱物を研磨・ばり取りする作業		3.7
3. ずい道等建設工事作業		1.5
4. 鋳物工場の型込め作業		1.9
5. 船倉内の荷役作業終了後の清掃作業		0.0
6. 金属その他無機物を製錬し、又は溶接する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し湯出しし、又は鋳込みする場所における作業		4.2
7. 屋外での鉱物等の破砕作業		4.1

注：1) [] 内は全事業所に対する粉じん作業あり事業所の割合である。
 2) 「粉じん作業あり事業所計」には「作業の種類不明」が含まれる。

表 2 有機溶剤業務の種類別事業所割合

〈平成26年〉	(複数回答)	(単位：%)
有機溶剤業務あり事業所 計		[16.6]100.0
1. 有機溶剤等の製造工程における有機溶剤等のろ過混合等又は容器・設備への注入の業務		12.3
2. 染料、医薬品等又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過等の業務		2.8
3. 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務		13.0
4. 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書き込み又は描画の業務		3.0
5. 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務		6.6
6. 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務		13.9
7. 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務		9.9
8. 有機溶剤等を用いて行う洗浄又は払しょくの業務		41.5
9. 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務		41.9
10. 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務		14.8
11. 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務		12.4
12. 有機溶剤等を入れたことがあるタンクの内部における業務		0.9

注：1) [] 内は全事業所に対する有機溶剤業務あり事業所の割合である。
 2) 「有機溶剤業務あり事業所計」には「業務の種類不明」が含まれる。

表3 特定化学物質を製造し又は取り扱う業務の物質の種類別事業所割合

特定化学物質を製造し又は取り扱う業務あり事業所 計		(複数回答)	(単位：%)
		[7.4]	100.0
第一類物質			2.0
第二類物質	アクリルアミド		0.9
	アクリロニトリル		0.9
	エチルベンゼン		33.1
	エチレンオキシド		3.1
	塩化ビニル		1.9
	塩素		5.2
	カドミウム及びその化合物		1.8
	クロム酸及びその塩		13.7
	コールタール		0.9
	シアン化カリウム		4.0
	シアン化水素		1.3
	シアン化ナトリウム		3.7
	1,2-ジクロロプロパン		0.4
	トリレンジイソシアネート		2.5
	ニッケル化合物 [ニッケルカルボニルを除き、粉状のものに限る。]		9.3
	弗化水素		10.8
	ベンゼン		4.0
	ホルムアルデヒド		8.7
	マンガン及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く)		8.9
	硫化水素		2.5
その他の第二類物質		21.0	
第三類物質			34.1

注：1) [] 内は全事業所に対する特定化学物質を製造し又は取り扱う業務あり事業所の割合である。
 2) 「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務あり事業所 計」には「物質の種類不明」が含まれる。

表4 放射線業務又は除染等業務、特定線量下業務の種類別事業所割合

放射線業務又は除染等業務、特定線量下業務あり事業所 計	(複数回答) (単位：%)	
	放射線業務	除染等業務 特定線量下業務
	[1.6]	[0.8]
1. エックス線装置の使用又は検査の業務	58.8	...
2. 加速器の使用又は電離放射線の発生を伴う装置の検査の業務	5.1	...
3. エックス線管等のガス抜き又は検査の業務	0.6	...
4. ガンマ線照射装置等放射性物質を装備している機器の取扱業務	10.1	...
5. 加工施設、再処理施設、使用施設、原子炉施設等における放射性物質取扱業務	11.8	...
6. 原子炉の運転の業務	0.7	...
7. 除染等業務	...	86.6
8. 特定線量下業務	...	33.5
9. その他の放射線業務	19.0	...

注：1) [] 内は全事業所に対する放射線業務又は除染等業務、特定線量下業務あり事業所の割合である。
 2) 「放射線業務又は除染等業務、特定線量下業務あり事業所計」には「業務の種類不明」が含まれる。

主な用語の定義

「有害業務」

労働安全衛生関係法令に定める有害な業務及び作業方法や作業環境の管理が適切に行われないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務で、「鉛業務」、「粉じん作業」、「有機溶剤業務」、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「放射線業務」、「除染等業務、特定線量下業務」、「強烈な騒音を発する場所における業務」、「振動工具による身体に著しい振動を与える業務」、「紫外線、赤外線にさらされる業務」及び「重量物を取り扱う業務」をいう。

「有機溶剤業務」

キシレン、酢酸エチル、メタノール等の有機溶剤を製造し、又は洗浄、塗装等のために有機溶剤を取り扱う業務をいう（労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる物質を製造し又は取り扱う業務）。

「粉じん作業」

岩石の裁断、金属の研磨加工、粉状の鉱石の袋詰め及び混合、アーク溶接等、じん肺にかかるおそれがあると認められる作業をいう（じん肺法施行規則別表に掲げる作業）。

「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」

塩素化ビフェニル（PCB）、クロム酸及びその塩、アンモニア等の特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務をいう（労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる物質を製造し又は取り扱う業務）。

「重量物を取り扱う業務」

おおむね30キログラム以上のものを取り扱う（人力により担う）業務の他、その取扱いが腰部や四肢等に著しく負担となるようなものを取り扱う業務をいう。

「鉛業務」

鉛、鉛化合物を取り扱う業務及びその業務を行う作業所の清掃の業務等をいう（労働安全衛生法施行令別表第4に掲げる業務）。

「石綿を製造し又は取り扱う業務」

石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し又は取り扱う業務をいう。

「放射線業務」

エックス線装置の使用の業務又は放射性物質を装備している機器の取扱いの業務等をいう（労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる業務）。

「除染等業務」

除染特別地域等内における①土壌等の除染等の業務、②廃棄物収集等業務、③特定汚染土壌等取扱業務をいう。

「特定線量下業務」

除染特別地域等内において事故由来廃棄物により平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト毎時)を超える場所において行う放射線業務、除染等業務以外の業務をいう。建設工事に伴う測量や現地調査、運送などの業務が該当する。

「強烈な騒音を発する場所での業務」

鋸打ち機、はつり機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場、動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場等、強烈な騒音を発する作業の行われる場所での業務をいう。

「振動工具による身体に著しい振動を与える業務」

ピストンによる打撃機構を有する工具、内燃機関を内蔵する工具で可搬式のもの、グラインダー、携帯用の皮はぎ機、タイタンパー等の振動工具を取り扱う業務をいう。

「紫外線、赤外線にさらされる業務」

電気又はガスによる溶接又は切断を行う業務、アーク灯の操作を行う業務等強い紫外線にさらされる業務及び赤外線乾燥装置のそばでの作業等強い赤外線にさらされる業務等をいう。

「設備の密閉化」

鉛等の粉じん、ヒューム等が設備の外部に漏れないように設備の全部又は一部を完全に密閉することをいう。

「局所排気装置」

鉛等の粉じん、ヒューム等の発生源にフードを取り付け、このフードにより粉じん、ヒューム等を発生源においてつかまえ、このつかまえた粉じんをダクトと呼ばれる管を通し、ファンで吸引して排出口から屋外に出す装置をいう。

「全体換気装置」

建物の中に新鮮な外気を連続して送り込むこと等により建物の中の汚れた空気を排出して全体の空気を入れ替える装置をいう。

「作業主任者」

法令に基づき労働災害・職業性疾病を防止するための管理を必要とする一定の有害業務等について、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の指定する者が行う技能講習を修了した者のうちから事業者の選任を受けて作業の指揮等を行う者をいう。

「作業環境測定」

有害な業務を行う作業場（粉じんを著しく発散する屋内作業場、暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場、著しい騒音を発する屋内作業場、放射線業務を行う作業場等）において、作業環境の実態を把握するために実施する測定をいう。

「じん肺健康診断」

じん肺（粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病）の予防及び健康管理のために実施する胸部臨床検査、肺機能検査等の健康診断をいう。

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	健康診断の頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2、3	1年以内ごとに1回
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

「GHS分類」

国連が平成15年7月に勧告した「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」における分類をいい、危険有害性がある全ての化学物質が一定の基準に従ってクラス又は区分ごとに分かれている。

ただし、成形品は除かれており、また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等については、原則GHSでは表示の対象とされていない。

(GHS: The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略)

「GHSラベル」

GHS分類（隔年ごとに改訂）に該当する化学品に表示することとされているラベルをいう。

「危険有害性がある化学物質」

「GHS分類」において危険有害性のクラス又は区分の付いている化学物質をいい、新たに平成24年4月1日から、譲渡提供者に安全データシート（SDS (Safety Data Sheet)）の交付が努力義務とされている（労働安全衛生規則第24条の15）。

「労働安全衛生法第57条に該当する化学物質」

爆発性の物、発火性の物、引火性の物等、労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物質として、譲渡提供者に危険有害性を表示することが義務付けられている化学物質をいう。

「安全データシート（SDS）」

化学物質の危険有害性や適切な取扱方法に関する情報等を記載した文書をいう。

なお、SDSは、平成23年度までは一般に「MSDS（化学物質等安全データシート）」と呼ばれていたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一され、JIS Z 7253においても「SDS」とされている。

「労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質」

労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物として、譲渡提供者に安全データシート（SDS）の交付が義務付けられている化学物質をいう。

「化学物質に関するリスクアセスメント」

化学物質の有害性のレベル、予測ばく露等を見積もり、見積もったリスクに対応した対策を検討することをいう。

「ずい道」

トンネルをいう。

「衝撃式削岩機」

ビット（ずい道掘削に用いる切削機の刃）に打撃を与えて穿孔（発破等のための小孔をうがつこと。）する削岩機をいい、ビットの回転と打撃をあわせて行う回転打撃式のものも含まれる。

「ポータブルコンベアー」

建設工事現場、砂利採取場等で用いられる可搬式のコンベアーをいう。

「送気方式」

坑外の新鮮な空気を送風機により風管を通して送り、切羽（ずい道工事における掘削面）近くで放出する方式をいう。

「送排気併用方式」

送気式によって新鮮な空気を供給するとともに、排気式によって汚染空気を排除する方式をいう。

「排気方式」

切羽の汚染空気を風管で吸引し坑外に排出する方式をいう。